

Client Alert

29 August 2019

日本政府がハーグ送達条約第 10 条(a)への拒絶 宣言

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



岡村 優
シニア・アソシエイト
03 6271 9746
yu.okamura@bakermckenzie.com

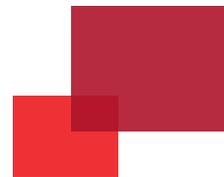
2018 年 12 月 21 日、日本政府は、民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約（ハーグ送達条約）第 10 条(a)への拒絶の宣言を通知した。

ハーグ送達条約は、裁判上の文書の原則的な送達方法を定めている。各締約国は、他の締約国からの送達の要請を受理しかつ処理する責任を負う当局（中央当局）を指定するものとされ、要請を受理した国の中央当局は文書の送達を自ら行い、又は適切な当局に行わせるものとされている。日本は中央当局として外務省を指定している。例えば、米国の裁判所において原告が日本に所在する被告を訴えるときは、訴状は、日本国外務省及び日本の裁判所を通じて、原告から被告に送達される。この手続は煩雑であり、日本はハーグ送達条約による送達について日本語の翻訳の添付を要請していることもあり原告は時間と手数を要することになる。

一方、ハーグ送達条約は、裁判上の文書の代替的な送達方法やルートも認めている。その一つとして、外国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵便により送付する方法が条約で認められている（第 10 条(a)）。日本の裁判では、訴状の送達に郵便が通常使われるが、これは民事訴訟法で裁判所が郵便局員に送達を嘱託できる仕組みが使われているからだ。これに対して、米国では原告が直接被告に訴状を郵送することが認められている。仮に、日本でも当事者による郵便による送達が有効であるとすれば、米国の裁判所において原告が日本に所在する被告を訴えるときは、訴状は、原告から被告に対して郵便により直接送付すればよいことになる。この手続はハーグ送達条約による中央当局を介する送達を利用する場合に比べはるかに簡潔であり、原告にとって利用しやすい。実務上も、米国のクラスアクションや製造物責任訴訟の原告は、中央当局を通じた送達方法の煩雑さを避けるため、日本に所在する被告に対して訴状を直接郵送する傾向にあった。

ただし、そもそも、第 10 条(a)の「送付」という文言に訴状の送達が含まれるのかという解釈の問題があり、郵送による訴状の送達が第 10 条(a)で認められる方法として法的に有効となるかどうかについて米国の裁判所の判断は分かれていた。しかし、2017 年 5 月 22 日、ウォータースプラッシュ事件において、米国連邦最高裁は、第 10 条(a)の「送付」という文言には訴状の送達も含まれると判断した。その結果、日本に所在する被告に対しても、米国裁判所に提出される訴状の郵送による送達が法的に有効となる可能性が高くなった。

第 10 条によれば、送達を受領する国が拒絶を宣言しておけば、第 10 条に示された方法やルートは同国には適用されない。日本政府は、第 10 条(a)について明確な態度を示しておらず、反対の宣言をしていなかった。前述のように第 10 条(a)の適用範囲に争いがあったため、日本のような第 10 条(a)の拒絶を宣言していない国での郵送による送達が法的に有効となるかどうかは不明



確であった。2018年12月21日の日本政府による第10条(a)への拒絶宣言は、上記のような状況に対応するためになされたと考えられ、長年にわたる疑問を解決するものである。

今回の第10条(a)への拒絶の宣言の後には、ハーグ送達条約に基づく日本に所在する被告に対する送達としては中央当局を通じた送達方法のみが法的に有効となる。このことは、外国の裁判所において原告が日本の被告を訴えることに、より慎重さを求めることとなり、日本の企業にとっては有利になるといえる。

なお、日本政府は、第10条(a)と合わせて裁判上の文書の代替的なルートとして自国の外交官又は領事館による送達を認めた第8条への拒絶の宣言も通知している。